

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年7月9日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500047号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500008号

### 第1 結論

昭和49年6月から昭和51年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年6月から昭和51年9月まで

私は、A区役所のB庁舎で、国民年金の特例納付期間の説明を受け、15万円ぐらいの国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。請求期間が未納となっているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者は、A区役所で国民年金の特例納付期間の説明を受け、国民年金保険料を遡って一括納付したと主張しているところ、請求者の前後で国民年金に任意加入した被保険者の資格取得日から、請求者は、昭和53年12月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点では、請求期間の保険料を特例納付することは可能である。

また、請求者がまとめて納付したとする国民年金保険料の金額は、請求者が国民年金の加入手続を行った時点で納付が可能な期間の過年度保険料及び請求期間に係る特例納付保険料の合計金額とおおむね一致している。

さらに、請求期間以降、未納期間は無く、国民年金の種別変更手続は適切に行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500003号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500010号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月23日における標準賞与額を4万9,000円、同年12月3日の標準賞与額を5万円、平成16年7月26日の標準賞与額を12万円、同年12月7日の標準賞与額を18万6,000円及び平成18年7月31日の標準賞与額を18万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成17年7月7日  
⑥ 平成18年7月31日

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑥までに係る賞与記録について年金事務所から照会を受けた。当該期間に係る賞与の支給を受けた記憶があるので、調査の上、年金額に反映されるよう標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、③、④及び⑥については、銀行から提出された預金元帳又は普通預金元帳(以下「預金元帳等」という。)の記録により、請求者は、当該期間において、A社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、複数の元同僚から提出された請求期間①、③、④及び⑥に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、B市から提出された請求者の平成16年度、平成17年度及び平成19年度に係る市民税・県民税賦課資料(平成15年、平成16年及び平成18年所得分)の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①、③、④及び⑥に係る厚生年金保険料

を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①、③、④及び⑥の標準賞与額については、上記の預金元帳等により確認できる賞与振込額、元同僚の賞与支給明細書及び市民税・県民税賦課資料の社会保険料控除額から判断すると、請求期間①は4万9,000円、請求期間③は12万円、請求期間④は18万6,000円、請求期間⑥は18万1,000円とすることが妥当である。

請求期間②については、請求者が所持する賞与支給明細書に記載された支払日及び差引支給額は上記の預金元帳等で確認できる振込日及び振込額と一致していることから、請求者は、当該明細書の記載どおり、平成15年12月3日にA社から賞与（5万円）の支給を受け、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①から⑥までの期間において代表取締役であった5人に照会し、そのうちの4人からは回答を得ることができなかったものの、残る1人は、平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日及び平成18年7月31日に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間⑤については、上記の預金元帳等によると、賞与に係る入金記録が確認できない上、複数の元同僚は、全ての社員に賞与が支給されていたわけではなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500096号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500011号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月23日における標準賞与額を10万円、同年12月3日の標準賞与額を9万円に訂正することが必要である。

平成15年7月23日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月23日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に係る賞与記録について年金事務所から照会を受けた。当該期間に係る賞与の支給を受けた記憶があるので、調査の上、年金額に反映されるよう標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者が所持する普通預金通帳の記録により、請求者は、当該期間において、A社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、複数の元同僚から提出された請求期間①及び②に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、当該元同僚のうちの一人は、賞与が支給されていれば保険料は控除されたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額については、上記の元同僚の賞与支給明細書及び請求者が所持する普通預金通帳の記録により確認できる賞与振込額から推認した厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、請求期間①は10万円、請求期間②は9万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①及び②当時の代表取締役二人からは、平成15年7月23日及び同年12月3日に係る請求者の厚生年金保険賞与支払届や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500033号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500013号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年4月30日から同年7月1日に訂正し、昭和51年4月から同年6月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和51年4月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚年特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和51年4月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年11月30日から昭和53年10月31日に訂正し、昭和52年11月から昭和53年6月までの標準報酬月額を18万円、昭和53年7月から同年9月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和52年11月30日から昭和53年10月31日までの期間については、厚年特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和52年11月30日から昭和53年10月31日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

- 3 請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格に係る上記訂正後の喪失年月日を昭和53年10月31日から同年12月26日に訂正し、昭和53年10月及び同年11月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和53年10月31日から同年12月26日までの期間については、厚年特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和53年10月31日から同年12月26日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないとして認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年4月30日から同年7月1日まで  
② 昭和52年11月30日から昭和53年10月31日まで  
③ 昭和53年10月31日から同年12月26日まで

私は、昭和39年9月から昭和53年12月までA社及びB社に継続して勤務したが、請求

期間①、②及び③の厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録、請求者が提出した給与明細書及び複数の元同僚からの回答により、請求者は当該期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和51年4月30日付けで同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、請求者も厚生年金保険被保険者資格を同日付けで喪失していることが確認できるところ、請求者に係る雇用保険の加入記録、複数の元同僚からの回答及び同社の商業登記簿謄本から、同社は請求期間①において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年4月30日から同年7月1日に訂正することが妥当である。

なお、厚年特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

また、事業主が請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていないと認められることから、請求者に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、雇用保険の加入記録、請求者が提出した給与明細書及び複数の元同僚からの回答により、請求者は当該期間にB社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

このため、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年11月30日から昭和53年10月31日に訂正することが妥当である。

なお、請求期間②の標準報酬月額については、上記のとおり、厚年特例法上、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づき、昭和52年11月から昭和53年6月までの標準報酬月額を18万円、昭和53年7月から同年9月までの標準報酬月額を20万円とすることが妥当である。

また、事業主が請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間③について、雇用保険の加入記録、請求者が提出した給与明細書及び複数の元同僚からの回答により、請求者は当該期間にB社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和53年10月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、請求者は厚生年金保険被保険者資格を昭和52年11月30日付けで喪失していることが確認できるところ、請求者に係る雇用保険の加入記録、複数の元同僚からの回答及び同社の商業登記簿謄本から、同社は請求期間③において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格に係る上記訂正後の喪失年月日を昭和53年10月31日から同年12月26日に訂正し、請求期間③の標準報酬月額については、請求者が提出した給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、請求者に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500007号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500012号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月

私は、A社に勤務した期間のうち、請求期間において賞与を受け取っており、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、年金額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

B社は、「請求者はパート社員であり、入社1年未満のパート社員は賞与支給対象外であるため、請求期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料控除は行っていない。なお、A社の賞与支給時期は給与規定により7月、12月と定められており、例外的に同社の実業団Cチームに所属する選手に対し、他の従業員が7月に支払われる上期賞与を4月又は5月に支払っていたことがある。」と回答している。

また、B社から提出された請求者のA社における「個人情報照会」(人事記録)から、入社日が平成17年12月22日であったこと、及び職位はパートであったことが確認できる。

さらに、請求者の給与振込先であった金融機関から提出された、請求期間及びその前後の期間に係る預金取引明細表によると、A社から給与の振込みは確認できるが、賞与の振込みは確認できない。

加えて、D健康保険組合は、請求者の健康保険被保険者としての標準賞与額の記録は無い旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。